

第四期特定健康診査等実施計画

豊島健康保険組合

最終更新日：令和 7 年 06 月 02 日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】		
No.1	65歳以上の前期高齢者に関して、一人当たり医療費が高い。前期高齢者医療費（生活習慣病医療費）の経年変化より、高血圧・脂質異常症・糖尿病に関する医療費が高い。	➔ ・前期高齢者及び前期高齢者になる前段階から医療費抑制の対策を実施。 高血圧・糖尿病等、生活習慣病予防の保健事業を実施。 ・ドック健診時期の見直し検討（45歳以降で対応・悪化防止）
No.2	医療費構成割合で入院では「新生物」、入院外では「呼吸器系疾患」の割合が高い。新生物の有病者数は毎年一定数発生しており、婦人科がん、消化器系がんが多い。被扶養者の胃がん検診受診率が低い。	➔ ・胃がん検診の受診率向上 ・早期発見を目的とした施策の充実 ・大腸がん検診（内視鏡・CT）費用補助導入 ・子宮頸がん検診未受診者へのHPV検査補助
No.3	特定健診の被扶養者受診率が、被保険者と比べると低い。	➔ ・健康ポータルサイトを利用して被扶養者へ直接アプローチ及び、ポータルサイト活用状況の向上 ・健診受診に関する理解・意識向上の徹底 ・被保険者経由でアプローチ（被扶養者の受診状況を把握してもらう。）する事で受診を促す。 ・個々にフィードバックできる体制強化（健診結果の見方を周知・保健師の充実など）
No.4	特定保健指導実施率が他健保より高い水準であるが、継続対象者が毎年5割程度、リバウンド（一度脱却したが再度対象者となる）者が2割程度発生。40歳の新規該当者も一定数いることから、全体的に特定保健指導対象者は増加傾向である。	➔ ・より効果の高い特定保健指導を実施するため、指導業者の選定、業者間比較を行う。 ・40歳手前の被保険者・被扶養者に対し、特定保健指導に関する制度理解・情報発信や周知活動を実施。 ・一度特保対象となると脱却しにくくなるため、20代や30代からの若年層保健指導の実施。 ・リピーター対策としてマンネリ化防止、自発的行動変容を促すきっかけを提供。
No.5	高血圧・高血糖の服薬中で健診結果が受診勧奨値以上の人が一定数いる。また、健診結果の血圧・血糖が受診勧奨値以上で服薬していない人がいる。	➔ ・医療機関受診・服薬していても健診結果の悪い人に対しては、重症化予防対策として保健指導参加を促す。 ・受診勧奨値以上の対象者をリスト化しておき、翌年度の健診結果で受診勧奨が必要な際に、保健師から重症化予防に関する指導実施について声掛けを行うことで、重症化予防事業参加の抵抗感を減らす。 ・健診結果が悪いのに服薬履歴ない人へ保健師より受診勧奨を実施し、早期医療機関受診を促す。 ・重症化予防参加後のフォロー、本人の継続的な意識付けを実施。
No.6	血圧・脂質・血糖の特定健診検査値を比較すると、脂質の受診勧奨値以上の該当割合が血圧・血糖に比べて高い。肥満者が増加傾向にあるが、非肥満者の疾病予備群（保健指導値以上）も他健保に比べて多い。	➔ ・脂質異常症・動脈硬化についての周知・啓発活動を広く実施。 ・健康ポータルサイトを活用した保健事業により、食生活改善・運動習慣改善を図る。
No.7	特定健診の質問票データより、「運動」に関するスコアが大幅に下回っている。「飲酒」「睡眠」についても数値改善傾向であるが、他健保と同水準で今後改善の必要性は大きい。	➔ ・事業所とのコラボヘルス推進。 ・健康セミナーの実施、リテラシー向上。 ・健康ポータルサイトを活用したウォーキングイベントややることチャレンジ等の健康習慣定着のためのイベントを定期的に実施することで運動・飲酒・睡眠習慣の改善を図る。インセンティブポイント付与により動機付けを行う。
No.8	喫煙率は40歳以上全体で通してみると他健保と同程度だが、若年層を含めた事業所別・男女別・年齢別まで落とし込むと、平均値よりも高いところがある。	➔ 20代・30代の喫煙率が高い事業所には若年層からアプローチするなど、各事業所の特性に沿った形で具体的な対策検討が必要。事業主を巻き込んだ禁煙対策を実施。
No.9	呼吸器系疾患受診率・歯科の医療費割合が他健保に比べて高い。特に、10歳～14歳及び50代後半以降の歯科医療費は他健保に比べて大きく上回っている。	➔ ・感染症予防・虫歯予防対策として3歳～9歳の子供に対して、うがい・手洗い・歯磨きキャンペーンを行い、健康習慣・歯磨き習慣(10歳～14歳の歯科医療費が大きく上回る前の段階)の定着を促す。 ・インフルエンザ予防接種補助 ・事業所出張型の歯科検診を実施し、50代以降はもちろん、幅広い年齢層の被保険者に歯周病予防や正しい口腔ケアを身に付けるきっかけとする。
No.10	20代被保険者の後発医薬品使用割合が他の年齢層に比べて低く、経年で見ても増加していない。	➔ ・毎年新たに新入社員として加入する20代前半の被保険者へジェネリック医薬品に関する周知活動を実施。 ・ジェネリック通知により使用促進へつなげる。

基本的な考え方（任意）
特定健診・保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目した健診を行い、その結果に基づく保健指導を行うことにその特色がある。 内臓脂肪の蓄積が生活習慣病の発症に大きく関与していることが明らかとなっていることから、内臓脂肪を蓄積している者に対して運動や食事等の生活習慣の改善を促し、内臓脂肪を減少させることにより生活習慣病の予防を行うことができるという考えに基づくものである。 メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や体重増加が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができ、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。 対象者の個性性を重視した効果的な保健指導の実施は、加入者の健康の保持向上や医療費適正化等の観点から、極めて重要な保険者機能と考えている。 当組合では、第2期までと同様、当健保組合が主体となって事業所の協力を得ながら高い受診率での特定健診及び高い実施率での特定保健指導を行い、特定保健指導については、対象者の改善も重視していくこととする。

特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名 特定健診（被保険者）

対応する
健康課題番号

No.5 , No.6 , No.7



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/基準該当者
方法	事業所と共同で事業所法定健診と同時実施。 がん検診も同時に実施する。 支出科目は、任意継続被保険者は本科目にて計上し、被保険者は事業所定期健診に含めて疾病予防費で計上する。
体制	事業所担当者による受診案内、受診勧奨により、事業所での集団健診または健診機関で実施する。 任意継続被保険者に対し、健保連の集合契約制度を活用し、受診しやすい環境を整える。

事業目標

被保険者の特定健診受診率100%を目標とする。							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	生活習慣リスク保有者率	75 %	73 %	71 %	69 %	67 %	65 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定健診受診率（保）	97 %	97 %	98 %	98 %	99 %	100 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
事業所と共同で法定健診、がん検診と同時実施。母体企業関東地区について、健診時期の長期化改善を目的として、健診機関を令和5年度より変更（まずは男性のみ）。令和6年度は女性も切り替えて早期受診完了を目指す。未受診者には事業所担当者や上長を通じ早期受診依頼。	事業所と共同で法定健診、がん検診、節目健診と同時実施。	事業所と共同で法定健診、がん検診、節目健診と同時実施。
R9年度	R10年度	R11年度
事業所と共同で法定健診、がん検診、節目健診と同時実施。	事業所と共同で法定健診、がん検診、節目健診と同時実施。	事業所と共同で法定健診、がん検診、節目健診と同時実施。

2 事業名 特定健診（被扶養者）

対応する
健康課題番号

No.3 , No.5 , No.6 , No.7



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者/基準該当者
方法	対象となる被扶養者へ3月頃「巡回レディース健診」の受診案内を直接自宅へ郵送。 夏頃に未申込者に対し、被保険者経由での申込連絡・健康ポータルサイトを活用した直接アプローチを実施。 10月時点での未申込者に対して健保連の集合契約制度を活用し、「受診券」と特定健診チラシを送付する。 パート先等で健診を受診している人へは、結果表の提供依頼。提供者へインセンティブ付与を実施。 健康ポータルサイトを活用し、定期的に被扶養者に対し健診の重要性等の周知を行う。
体制	主に巡回バス健診により実施。 一部施設健診を導入。 健保連の集合契約制度を活用し、受診しやすい環境を整える。

事業目標

被扶養者、特に配偶者を重点対象として、特定健診により健康状態を把握し、疾病予防等につなげる。							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	生活習慣リスク保有者率	75 %	73 %	71 %	69 %	67 %	65 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定健診受診率（扶）	76 %	77 %	78 %	79 %	80 %	82 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
巡回レディース健診案内を3月送付、夏頃に未申込者に対し再案内実施。10月時点での未申込者に対しては「受診券」と特定健診チラシを同封し、特定健診受診の必要性を周知する。あわせて未申込者に対してはPepUpや被保険者経由など個別にも対応していく。	巡回レディース健診案内を3月送付、夏頃に未申込者に対し再案内実施。10月時点での未申込者に対しては「受診券」と特定健診チラシを同封し、特定健診受診の必要性を周知する。あわせて未申込者に対してはPepUpや被保険者経由など個別にも対応していく。	巡回レディース健診案内を3月送付、夏頃に未申込者に対し再案内実施。10月時点での未申込者に対しては「受診券」と特定健診チラシを同封し、特定健診受診の必要性を周知する。あわせて未申込者に対してはPepUpや被保険者経由など個別にも対応していく。
R9年度	R10年度	R11年度
巡回レディース健診案内を3月送付、夏頃に未申込者に対し再案内実施。10月時点での未申込者に対しては「受診券」と特定健診チラシを同封し、特定健診受診の必要性を周知する。あわせて未申込者に対してはPepUpや被保険者経由など個別にも対応していく。	巡回レディース健診案内を3月送付、夏頃に未申込者に対し再案内実施。10月時点での未申込者に対しては「受診券」と特定健診チラシを同封し、特定健診受診の必要性を周知する。あわせて未申込者に対してはPepUpや被保険者経由など個別にも対応していく。	巡回レディース健診案内を3月送付、夏頃に未申込者に対し再案内実施。10月時点での未申込者に対しては「受診券」と特定健診チラシを同封し、特定健診受診の必要性を周知する。あわせて未申込者に対してはPepUpや被保険者経由など個別にも対応していく。

3 事業名 特定保健指導

対応する健康課題番号 No.4 , No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/被扶養者/基準該当者
方法	被保険者：委託事業者を活用して実施。事業所で対面形式、又はICTを活用してオンライン形式、集団もしくは個別での指導を実施。 被扶養者：委託事業者を活用して実施。 ・東海地区：健診実施後に腹囲判定にて初回面談を実施し、階層化によって該当者に追加の指導を実施する。 ・その他地区：ICTを活用しオンラインで個別指導を実施する。 委託事業者の実施方法や実績(改善率：対象者のうち、積極的→動機付又は対象外、動機付→対象外へと改善した者の割合(服薬による除外を除く))比較を勘案して、次年度以降の委託先見直しを行う。
体制	被保険者：事業所からの参加促進と委託事業者のサポートにより実施率を維持。事業所には就業時間中の指導に協力していただく。 被扶養者：委託事業者による健診当日の保健指導実施を基本とし、ICT特保指導も実施。

事業目標

高い実施率を維持し、生活習慣病の発症抑制に寄与する。							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導対象者割合	13.5 %	13.5 %	13.5 %	13 %	13 %	12.5 %
	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	40 %	40 %	40 %	42 %	42 %	42 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導実施率	81 %	85 %	85 %	90 %	90 %	90 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
主に外部委託事業者を活用して実施する。対面及びICTを活用し、選択制の特定保健指導を実施。初めて特保対象となる人の抵抗感を低減するため、事前に特保に対する周知活動も実施。	主に外部委託事業者を活用して実施する。対面及びICTを活用し、選択制の特定保健指導を実施。委託事業者の実績により委託先の見直しを実施。初めて特保対象となる人の抵抗感を低減するため、事前に特保に対する周知活動も実施。	主に外部委託事業者を活用して実施する。対面及びICTを活用し、選択制の特定保健指導を実施。委託事業者の実績により委託先の見直しを実施。初めて特保対象となる人の抵抗感を低減するため、事前に特保に対する周知活動も実施。
R9年度	R10年度	R11年度
主に外部委託事業者を活用して実施する。対面及びICTを活用し、選択制の特定保健指導を実施。委託事業者の実績により委託先の見直しを実施。初めて特保対象となる人の抵抗感を低減するため、事前に特保に対する周知活動も実施。	主に外部委託事業者を活用して実施する。対面及びICTを活用し、選択制の特定保健指導を実施。委託事業者の実績により委託先の見直しを実施。初めて特保対象となる人の抵抗感を低減するため、事前に特保に対する周知活動も実施。	主に外部委託事業者を活用して実施する。対面及びICTを活用し、選択制の特定保健指導を実施。委託事業者の実績により委託先の見直しを実施。初めて特保対象となる人の抵抗感を低減するため、事前に特保に対する周知活動も実施。

4 事業名 定期健診（事業所実施）

対応する健康課題番号 No.1 , No.2 , No.5 , No.6



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：18～74、対象者分類：被保険者
方法	事業所と共同で法定健診と特定健診を同時に実施する。
体制	事業所での集団健診と施設健診の併用。

事業目標

事業所と共同でリスクに応じた定期健診を実施し、健康状況を把握し健康管理に活用する。 健診結果管理システムの導入を検討する。							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	被保険者の健康状況把握を目的としており、受診率のみで評価する。 (アウトカムは設定されていません)						
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	受診率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
事業所と共同で法定健診と同時実施。東海地区は集団健診をメインとし、施設健診にて内容の充実をはかる。母体企業関東地区について、健診時期の長期化改善を目的として、健診機関を令和5年度より変更（まずは男性のみ）。令和6年度は女性も切り替えて早期受診完了を目指す。未受診者には事業所担当者や上長を通じ早期受診依頼を実施。	事業所と共同で法定健診と同時実施。東海地区は集団健診と施設健診の併用。関東地区は健診時期の長期化改善を目的として、契約健診機関を増やして事業所毎に分散。未受診者には事業所担当者や上長を通じ早期受診依頼を実施。	事業所と共同で法定健診と同時実施。東海地区は集団健診と施設健診の併用。関東地区は健診時期の長期化改善を目的として、契約健診機関を増やして事業所毎に分散。未受診者には事業所担当者や上長を通じ早期受診依頼を実施。
R9年度	R10年度	R11年度
事業所と共同で法定健診と同時実施。東海地区は集団健診と施設健診の併用。関東地区は健診時期の長期化改善を目的として、契約健診機関を増やして事業所毎に分散。未受診者には事業所担当者や上長を通じ早期受診依頼を実施。	事業所と共同で法定健診と同時実施。東海地区は集団健診と施設健診の併用。関東地区は健診時期の長期化改善を目的として、契約健診機関を増やして事業所毎に分散。未受診者には事業所担当者や上長を通じ早期受診依頼を実施。	事業所と共同で法定健診と同時実施。東海地区は集団健診と施設健診の併用。関東地区は健診時期の長期化改善を目的として、契約健診機関を増やして事業所毎に分散。未受診者には事業所担当者や上長を通じ早期受診依頼を実施。



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：女性、年齢：31～74、対象者分類：被扶養者
方法	対象となる被扶養者へ3月頃「巡回レディース健診」の受診案内を直接自宅へ郵送。 夏頃に未申込者に対し、被保険者経由での申込連絡・健康ポータルサイトを活用した直接アプローチを実施。 パート先等で健診を受診している人へは、結果表の提供依頼。提供者へインセンティブ付与を実施。 健康ポータルサイトを活用し、定期的に被扶養者に対し健診の重要性等の周知を行う。
体制	事業所から被扶養配偶者の健診促進のための働きかけをしてもらう。 主に巡回バス健診により実施。 一部施設健診を導入。 健保連の集合契約制度を活用し、受診しやすい環境を整える。

事業目標

健診により被扶養者の健康状況を把握し、健康管理に活用する。						
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
	被扶養者の健康状況把握を目的としており、申込率・受診率のみで評価する。 (アウトカムは設定されていません)					
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
	受診率(31歳～74歳レディース健診対象者全体)	76 %	77 %	78 %	79 %	80 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
巡回レディース健診案内を3月送付、夏頃に未申込者に対し再案内実施。未申込者に対してはPepUpや被保険者経由など個別にも対応していく。パート先等で健診を受診している人へは、結果表の提供依頼。提供者へインセンティブ付与。健康ポータルサイトを活用し、定期的に被扶養者に対して健診の重要性等の周知を実施する。	巡回レディース健診案内を3月送付、夏頃に未申込者に対し再案内実施。未申込者に対してはPepUpや被保険者経由など個別にも対応していく。パート先等で健診を受診している人へは、結果表の提供依頼。提供者へインセンティブ付与。健康ポータルサイトを活用し、定期的に被扶養者に対して健診の重要性等の周知を実施する。	巡回レディース健診案内を3月送付、夏頃に未申込者に対し再案内実施。未申込者に対してはPepUpや被保険者経由など個別にも対応していく。パート先等で健診を受診している人へは、結果表の提供依頼。提供者へインセンティブ付与。健康ポータルサイトを活用し、定期的に被扶養者に対して健診の重要性等の周知を実施する。
R9年度	R10年度	R11年度
巡回レディース健診案内を3月送付、夏頃に未申込者に対し再案内実施。未申込者に対してはPepUpや被保険者経由など個別にも対応していく。パート先等で健診を受診している人へは、結果表の提供依頼。提供者へインセンティブ付与。健康ポータルサイトを活用し、定期的に被扶養者に対して健診の重要性等の周知を実施する。	巡回レディース健診案内を3月送付、夏頃に未申込者に対し再案内実施。未申込者に対してはPepUpや被保険者経由など個別にも対応していく。パート先等で健診を受診している人へは、結果表の提供依頼。提供者へインセンティブ付与。健康ポータルサイトを活用し、定期的に被扶養者に対して健診の重要性等の周知を実施する。	巡回レディース健診案内を3月送付、夏頃に未申込者に対し再案内実施。未申込者に対してはPepUpや被保険者経由など個別にも対応していく。パート先等で健診を受診している人へは、結果表の提供依頼。提供者へインセンティブ付与。健康ポータルサイトを活用し、定期的に被扶養者に対して健診の重要性等の周知を実施する。

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	618 / 685 = 90.2 %	616 / 680 = 90.6 %	633 / 690 = 91.7 %	635 / 690 = 92.0 %	652 / 700 = 93.1 %	660 / 700 = 94.3 %
		被保険者	485 / 500 = 97.0 %	485 / 500 = 97.0 %	500 / 510 = 98.0 %	500 / 510 = 98.0 %	515 / 520 = 99.0 %	520 / 520 = 100.0 %
		被扶養者 ※3	133 / 185 = 71.9 %	131 / 180 = 72.8 %	133 / 180 = 73.9 %	135 / 180 = 75.0 %	137 / 180 = 76.1 %	140 / 180 = 77.8 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	65 / 80 = 81.3 %	68 / 80 = 85.0 %	64 / 75 = 85.3 %	68 / 75 = 90.7 %	63 / 70 = 90.0 %	63 / 70 = 90.0 %
		動機付け支援	24 / 30 = 80.0 %	26 / 30 = 86.7 %	21 / 25 = 84.0 %	27 / 30 = 90.0 %	23 / 25 = 92.0 %	27 / 30 = 90.0 %
		積極的支援	41 / 50 = 82.0 %	42 / 50 = 84.0 %	43 / 50 = 86.0 %	41 / 45 = 91.1 %	40 / 45 = 88.9 %	36 / 40 = 90.0 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

基本的な考え方に沿って、高い特定健診受診率、高い特定保健指導実施率を維持し、特定保健指導を充実させることで、特定保健指導対象者の改善を図ることとする。

特定健康診査等の実施方法

【実施方法】

① 実施場所

特定健診：

・被保険者については、事業所の協力を得て、就業中実施や定期健診と特定健診の同時実施。
東海地区…集団健診と施設健診を併用。集団健診は各事業所の会議室にて実施。施設健診は健保にて日程予約を行う。
関東地区・その他地区…契約健診機関にて施設健診を実施。一部個別での健診実施有。

・被扶養者については、31歳以上を対象に巡回レディース健診案内、健保連の集合契約制度などを活用。4月～2月まで、年度内に随時健診を実施。居住地に近い場所で実施する事で高い受診率を確保する。

特定保健指導：

・被保険者については対面型とICT型を活用。対面型は、派遣型の実施機関へ委託して事業所の協力を得て、事業所の会議室にて保健指導を実施。
ICT型は、オンラインによる面談を行い、参加しやすい環境を整える事で、利便性向上・実施率向上に繋げている。
・被扶養者については巡回レディース健診受診後、その場で初回面談を実施する事で、実施率向上に繋げている。
関東地区については委託先のレディース健診実施機関の都合上、同日の初回面談対応不可のため、被保険者同様の実施方法とする。

② 実施時期及び期間

特定健診：

・被保険者について
東海地区…集団健診は4月・5月に実施、施設健診は4月～7月にかけて集中的に実施。
関東地区・その他地区…契約健診機関にて、5月より健診開始。10月受診完了を目指す。

・被扶養者について
巡回レディース健診は4月～翌年2月まで実施。
集団契約の受診券においては受診券有効期間を2月末までに設定。

特定保健指導：

・被保険者・被扶養者
指導実施から終了まで3ヶ月以上要するため、基本的に年度末までに実施を開始する。
年度を超えて実施する場合、原則として実績報告時期である11月1日に間に合うよう実施。
初回面接の最終実施時期は翌年度5月までに設定。

③ 外部委託について

特定健診：

外部委託により実施。健診機関と事業所および健保組合の3者間契約。
受診券利用については集合契約A・集合契約Bともに契約。

特定保健指導：

特定保健指導機関と個別契約。外部委託により実施。または愛知連合会の共同事業で実施。

④ 外部委託者の選定にあたっての考え方

特定健診：

労働安全衛生法健診の契約施設より選定。産業医などの推薦や各事業所・第三者機関の評価を参考に選定。

特定保健指導：

保健指導業者の指導内容を確認。対象者の特性に合わせて本人が選択できるよう、運動指導中心の内容、食事の摂り方等食事指導中心、面談の仕方或使用するアプリなどをいくつかの実施形態を検討し選定。

⑤ 周知、案内方法

特定健診：

・被保険者について
実施項目・内容については毎年3月に事業所並びに組合員への健診実施要領を配付。
当健保独自の定期刊行機関誌の活用、当健保組合のホームページに掲載。また、具体的な健診日程等については事業所経由で社内報や対象者へメール連絡等実施し周知する。
・被扶養者・任意継続加入者について
毎年2月に巡回レディース健診の案内送付、任意継続加入者には毎年4月に受診券及び利用方法の案内送付に代えて周知を行うものとする。

特定保健指導：

事業所の協力を得て、事業所経由で案内を送付。またはメール連絡。
被扶養者については被保険者を介して被扶養者へ案内をお渡し。

⑥ 健診受診者のデータ収集方法

健診機関・事業主・健康保険組合の3者で協議調整を行い、健診実施機関から受領している。
個別受診にて受診した被保険者・被扶養者（パート先等）については、事業主または被保険者を介して収集依頼・または受診者へ直接呼びかけによる結果送付依頼を実施。
（受診券送付時に結果送付に関する案内を同封・巡回レディース健診未受診者に対し、個別受診有無の確認を被保険者経由で実施など）

※特定健診・特定保健指導の事業計画の欄に、第3期データヘルス計画書STEP3から自動反映されている場合は任意

個人情報の保護

1) 基本方針

当健保組合で定める個人情報保護管理規程を遵守する。個人情報の取り扱いについては、当組合ホームページ、健診実施要領等により被保険者等に周知する。
当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

2) 記録の管理

当健保組合の記録の管理者は、常務理事とする。また、記録の利用者は当健保組合職員に限る。外部委託する場合は、利用範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

3) 記録の保管

特定健康診査等の記録の保管期間は5年とする。5年を経過したものについては、記録媒体での保管とする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の内容は当健保組合のホームページに掲載し、各事業所並びに被保険者等に周知することとする。
特定健康診査等の案内は、毎年３月に行っている事業所並びに組合員への健診実施要領の配付、及び巡回レディース健診の案内送付に代えて行うものとする。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

-